

固定資産税土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び 固定資産課税台帳の縦覧について

平成17年度の固定資産税に係る「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」及び「固定資産課税台帳の無料縦覧」を次の日程のとおり実施します。

とき

4月1日(金)～5月2日(月)

午前8時半～午後5時
(土・日祝除く)

ところ

税務課

問合せ先 税務課
820-5603

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、他者が所有する固定資産(土地・家屋に限る。)と自己の固定資産の評価額等と比較することを目的としているため、次のとおり一定の条件が必要です。

《縦覧できる方》

- 熊野町の固定資産税(土地・家屋)の納税義務者(同居家族含む)
- 納税管理人
- 相続人(相続を確認する)

その他の期間での縦覧は、全て有料です。

《縦覧できる方》

- 土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方(償却資産所有者を含む)
- 借地借家人(対価を支払っている方に限る)

代理は委任状が必要

《縦覧できる内容》

- 自己の固定資産課税台帳(名寄帳)の登録事項(借地借家人の方は、当該借地借家人にかかる固定資産に限りません)

《手続上の持参物》

- 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の要件に同じ借地又は借家人の方は、先の身分を証明する物に加え、賃借に係る契約書又は対価に係る領収書等が必要です。

(税務課)

固定資産課税台帳の無料縦覧

この無料縦覧期間を除く


軽自動車の廃車は お早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所

有者に課税される税金です。軽自動車・バイクを廃車、売買、譲渡された方で、まだ、届出をしていないものがありましたら、3月中に変更手続をしてください。使用者と所有者の登録が異なる場合は、両者の印章が必要で、ナンバープレートがない場合は、各受付にご相談ください。125ccを超えるバイクや四輪の軽自動車については、テレホンサービスをご利用ください。

(税務課)

防犯のまちづくりきき!



地域、各種団体、各種機関の代表、警察、行政で構成される「熊野町防犯まちづくり協議会」が設立されました。官民が一体となり、住民への防犯意識の普及啓発、防犯活動団体への支援、強力等を行い、「犯罪のない安心して生活できるまち」の実現を目指します。

(生活環境課)

| 区分 | 手続場所 & TEL | 廃車に必要なもの |
|---------------|---|---------------------------|
| 125cc以下 | 熊野町役場 税務課 熊野町3815-1 820-5603 | ナンバープレート 印章(認印) |
| 126cc～250ccまで | 広島県自動車整備振興会 広島県西区観音新町 4-13-13-3 295-2244 | ナンバープレート 印章(認印) |
| 250ccを超える | 中国運輸局広島陸運支局 広島県西区観音新町 4-13-13-2 233-9168 テレホンサービス: 233-7766 | 登録届出済証 (車検証) |
| 軽四輪自動車の | 軽自動車検査協会広島主管事務所 広島県西区観音新町 4-13-13-4 503-8475 テレホンサービス: 503-8473 | ナンバープレート 印章(認印) 車検証 |